



第47回 宝町定期総会議案書

日時 令和5年4月22日(土)Pm7:00～

会場 宝町会館（太田市宝町773番地2）

<総会次第>

1. 開会の辞
2. 令和4年度自治会会長挨拶
3. 総会資格審査結果発表
4. 議長選出(書記任命)
5. 議事(議長挨拶後議事進行)
 - (1) 令和4年度事業報告
 - (2) 令和4年度会計報告(監査報告)
 - (3) 令和5年度事業計画(案)
 - (4) 令和5年度予算(案)
 - (5) 令和5年度役員(案)
6. 議事終了(議長・書記退任)
7. 退任役員紹介・永年役員感謝状
8. 令和5年度自治会会長挨拶及び新役員紹介
9. 閉会の辞

宝町自治会（東部・西部・南部・北部1・北部2・県営・市営）

宝町自治会のテーマ みんなで創る心かよいあう町 宝町

第47回 宝町定期総会 目次

ページ	内 容	
(1)		令和4年度 宝町自治会活動役員
(2)	第1号議案	令和4年度 事業報告＜全体行事・文化体育関係＞
(3)		令和4年度 事業報告＜安全対策・環境衛生関係＞
(4)	第2号議案	令和4年度 宝町自治会会計報告書
(5)		令和4年度 宝町事業積立金特別会計収支決算書
		令和4年度 第47回宝町夏まつり収支決算書
		令和4年度 宝町夏まつり積立金特別会計収支決算書
(6)		令和4年度 財産目録(令和5年3月31日現在)
(7)		令和4年度 監査報告書
(8)	第3号議案	令和5年度 事業計画(案)＜全体行事・文化体育関係＞
(9)		令和5年度 事業計画(案)＜安全対策・環境保健関係＞
(10)	第4号議案	令和5年度 宝町自治会予算(案) 収入
(11)		令和5年度 宝町自治会予算(案) 支出
(12)	第5号議案	令和5年度 宝町自治会役員名簿1(案)
(13)		令和5年度 宝町自治会役員名簿2(案)
(14-20)	変更なし	宝町自治会規約
(21)		宝町会館管理運営規程
(22)		宝町会館管理運営委員会規程
(23)		令和5年度 町内各種役員・宝町各公園管理者名簿
(24)		町内ボランティア活動の皆様
(25)		町内情勢(令和5年3月31日現在)

令和4年度(前年度) 宝町自治会本部役員

役 職	氏 名	役 職	氏 名
会 長	五十嵐一二三	南部地区区長	井上 光久
副会長・書記	中庭 徹	北部1地区区長	田邊 和子
副会長・市営地区区長	田部井 玉江	北部2地区区長	北原 郷史
総 務	高橋 逸郎	県営地区区長	難波 景司
〃	佐々木 敬	地区副区長	中平 貴之(他7名)
会 計	齋藤 裕后	地区会計	内田 恵美子(他6名)
監 事	浅井 哲男	交通安全部部長	飯田 茂男(他部員15名)
〃	高橋 弘	防犯部部長	城代 利彦(他部員13名)
顧 問	高木 政一	女性防火クラブ部部長	渡邊 敬子(他部員5名)
〃	藤生 久夫	環境保健部部長	野原 一雄(他部員7名)
東部地区区長	榮井 孝雄	文化・体育部部長	光山 宗男(他部員14名)
西部地区区長	福島 文子	宝町子ども会育成会会長	村瀬 麻子

<謹告>

現下の新型コロナ感染予防ため、第47回宝町総会は、書面総会となりました。
町民各位、総会構成員の皆様、書面総会へのご協力、宜しくお願い致します。

この議案書に掲載された名簿は、会員相互及び役員との諸連絡、自治会活動、災害時の避難、救助活動以外には使用しないで下さい。
また、盗難・紛失・廃棄は責任をもって管理して下さい。

この冊子は令和4年度の自治会本部役員による手作りです。
乱丁をご容赦下さい。

月	日	全体行事	日	文化・体育関係
年間方針・行事		毎月11日 宝泉地区区長会議		毎月第3木曜日 宝泉体協支部長会議
		毎月第3土曜日 19:00自治会本部役員会議		カラオケ昼の部,夜の部(月)(宝町会館)
		宝町自治会テーマへの積極対応		吹き矢 昼の部・夜の部(火)(宝町会館)
		→「みんなで創る心かよいあう町 宝町」		子ども会育成会による資源回収(5月10月)
		①安全・安心の町づくり		洋裁 昼の部(第1,2,3火曜)(宝町会館)
		②町民の高齢化への対応		女性合唱 昼の部(第1,2木曜)(宝町会館)
				お花 昼の部 (第3月曜)(宝町会館)
R4 4		中央公園桜まつり 中止		
	10	第46回総会議案書印刷・製本・各戸配布開始		
	23	第46回宝町総会 (書面総会)	24	宝町こども会大会 中止
	23	令和4年度4月本部役員会議(以降毎月第3土)		
5	8	中央公園清掃(市営)		
		日赤社明募金	22	資源回収 予備日29日(育成会) 中止
	21	第47回宝町夏まつり実行委員会スタート		
		自治会新旧役員歓送迎会 中止		
	31	自治会費 前期納入期限(4期の1期分)	28	宝泉地区 ゴルフ大会
6	12	中央公園清掃(東部)	6,13	宝泉地区 ソフトボール大会
	17	いきいきサロン「七夕の集い」 中止		
			8	宝泉地区 グランドゴルフ大会 中止
7	3	中央公園清掃(西部・県営)	4,11	宝泉地区 野球大会
	24	中央公園清掃再開(南部)		ラジオ体操(夏休み初日から1週間) 育成会 中止
			9,10	おおた夏まつり(飾りつけ屋台で参加) 中止
8	6	第47回「宝町夏まつり」 中止	1	宝泉地区 女子バレーボール大会
	10	宝町自治会費 納入期限(4期の2期分)		夏まつり中止のため花火配布(育成会)
	15	中央公園清掃(北部1)		
	20	第47回宝町夏まつり反省会・会計報告中止		
9	4	中央公園清掃(北部2)	11	宝泉地区「ふれあい大運動会」縮小延期
	16	いきいきサロン「中秋の集い」 兼介護予防教室 中止		
	17	宝泉地区敬老会 中止		
10	9	中央公園清掃(市営)	10	太田市市民総合体育大会
	16	第47回宝町総会準備スタート	23	資源回収 予備日30日(育成会)
				太田スポレク祭 地区対抗綱引き大会
		令和4年度中間監査	30	宝泉地区「ミニ運動会」自由参加
11	6	中央公園清掃(東部)	12,13	宝泉「地域ふれあい文化祭」(行政センター)
	10	自治会費 後期納入期限(4期の3期分)	21	軽スポーツ大会(行政センター)
			28	宝泉地区 ボウリング大会
12	4	中央公園清掃(西部・県営)	3	「クリスマス会」 育成会 プレゼントのみ
		歳末助け合い募金	25	宝町大人のクリスマスコンサート
	16	いきいきサロン「年忘れの集い」 中止		
	18	宝町会館大掃除		
R5 1		太田市新春懇談会	16	ジュニア駅伝・マラソン大会 宝泉スポーツ広場
		太田市区長新年会		
2	10	宝町自治会費 納入期限(4期の4期分)		
	19	次年度自治会役員、事業部役職者候補選出		ペタンク教室(育成会) 中止
3	17	いきいきサロン「早春の集い」 中止	11	育成会定期総会
		宝泉地区区長会総会 中止	19	宝泉体協定期総会
		役員業務引継ぎ		

令和4年度 事業実績 <安全対策・環境保健関係>

月	日	安全対策関係	日	環境保健関係
全体		毎月1日 県民交通安全の日(広報及び街頭指導)		<年間目標>
		毎月15日 市民交通安全の日(広報及び街頭指導) 中止		①もえるごみの減量
		宝泉地区防犯会議(年5回)		②不法投棄の減少
		毎週金曜日 帰宅学童サポート活動		宝泉地区環境保健委員会(5～翌3月隔月)
		緊急時・非常時の連絡網と体制整備		食用廃油回収 通年 (行政センター)
R4 4	6～15	春の交通安全週間(街頭指導)		
	9	夜間パトロール→中止		
	15	交通安全協会宝泉支部総会 中止		
5		女性防火クラブ宝泉支部会議		春の狂犬病予防注射(個別に対応)
		夜間パトロール 中止	10	宝泉地区環境保健委員会
		宝町防犯会議		
		太田市防犯協会総会	29	春季クリーン作戦
6	11	夜間パトロール 中止		
7	11～20	夏の県民交通安全運動(街頭指導)	12	宝泉地区環境保健委員会 中止
	9	夜間パトロール 中止		
8	6	第46回「宝町夏まつり」交通整理・安全対応 中止		
	13	夜間パトロール 中止		
9	10	夜間パトロール 中止	9	宝泉地区環境保健委員会
	18	宝町交通安全教室(宝町会館) 中止	25	秋季クリーン作戦
	21～30	秋の全国交通安全運動(街頭指導)		
10		太田市防犯協会地域安全大会		秋の狂犬病予防注射(個別実施)
	8	夜間パトロール中止(22日に再開に向け打ち合わせ)		
		秋季防火検閲全体訓練 中止		
		秋季防火検閲本番 中止		
11			10	宝泉地区環境保健委員会
	12	夜間パトロール		
12	1～10	冬の県民交通安全運動(街頭指導)		
	10	夜間パトロール		
		年末防犯運動		
R5 1		太田市消防団出初式 中止	10	宝泉地区環境保健委員会
	14	夜間パトロール		
2	11	夜間パトロール		
3	11	夜間パトロール	10	宝泉地区環境保健委員会
		春季火災予防運動		太田市「ゴミの出し方」配布
				太田市「くらし・健康カレンダー」毎戸配布無し

令和4年度 宝町自治会会計報告書

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

金額の単位:円

収入の部				支出の部			
	費 目	予算額	決算額		費 目	予算額	決算額
(1)	自治会費	5,740,000	5,481,867	(1)	区長会費	80,000	0
(2)	区制事務委託料	1,279,100	1,270,700	(2)	消防団費	360,000	240,000
(3)	保健事務委託料	355,080	353,160	(3)	体育協会費	264,000	132,000
(4)	日赤事務委託料	45,000	45,000	(4)	防犯委員会費	60,000	60,000
(5)	中央公園管理費	310,200	310,200	(5)	交通安全委員会費	120,000	120,000
(6)	世代間交流事業補助金	48,000	0	(6)	地区社会福祉協議会費	60,000	60,000
(7)	会館太陽光発電売電料	320,000	291,375	(7)	女性防火クラブ費	24,000	24,000
(8)	預金利子	40	48	(8)	更生保護婦人会費	24,000	24,000
(9)	雑収入	120,000	127,500	(9)	青健推・青少推費	120,000	120,000
	(参考) 雑収入内訳			(10)	宝泉地区子育て連費	48,000	48,000
	宝町会館利用料収入		72,500	(11)	心身障害者育成会費	180,000	180,000
	旧中央公園集会所空調機売却代		55,000	(12)	日赤・社明・緑募金費	680,000	620,000
	以下余白			(13)	赤い羽根 歳末たすけあい募金費	430,000	430,000
				(14)	飯玉神社分担金	20,000	20,000
					小 計	2,470,000	2,078,000
				(15)	交通安全部	130,000	95,290
				(16)	防犯部	70,000	40,515
				(17)	女性防火クラブ	10,000	0
				(18)	環境保健部	30,000	5,994
				(19)	文化・体育部	540,000	329,651
				(20)	学童安全・安心サポート	50,000	39,100
				(21)	更生保護女性会助成金	30,000	0
				(22)	自治会保険料	310,000	333,110
				(23)	夏まつり拠出金	1,100,000	0
				(24)	太田夏祭り参加費	100,000	0
				(25)	中央公園助成金	80,000	44,440
				(26)	運動会拠出金	300,000	0
				(27)	お花見会拠出金	120,000	0
				(28)	世代間交流事業助成金	165,000	0
				(29)	役員手当	1,200,000	1,149,000
				(30)	交通費	260,000	110,000
				(31)	区長費	120,000	40,000
				(32)	慶弔見舞金	400,000	300,000
				(33)	会議費	200,000	16,014
				(34)	消耗品費	350,000	65,400
				(35)	印刷費	250,000	13,532
				(36)	宝町会館管理費	500,000	409,637
				(37)	町内5公園管理報償費	212,000	212,000
				(38)	事業積立金	1,000,000	3,000,000
				(39)	雑費	800,000	22,589
				(40)	予備費	1,393,652	0
					小 計	9,720,652	6,226,272
	小 計	8,217,420	7,879,850		中 計	12,190,652	8,304,272
	前年度繰越金	3,973,232	3,973,232		次年度繰越金	0	3,548,810
	合 計	12,190,652	11,853,082		合 計	12,190,652	11,853,082

上記の通り報告いたします。

令和4年度 宝町事業積立金

特別会計収支決算書

金額の単位:円

収入の部				支出の部			
	費 目	金 額	摘 要		費 目	金 額	摘 要
1	事業積立金	3,000,000	4年度一般会計よ	1	本年度執行額	0	
2	前年度積立金残高	16,010,112	ゆうちょ銀行 群馬銀行(定額)	2	次年度繰越金	19,010,112	ゆうちょ銀行 群馬銀行(定額) 太田市農協(無利子型)
3	預金利子	0		3	以下余白		
合 計		19,010,112		合 計		19,010,112	

上記の通り報告いたします。

第47回(令和4年度) 宝町夏まつり収支決算書

※新型コロナウイルス感染拡大防止と夏の対策の観点から中止

金額の単位:円

収入の部				支出の部			
	費 目	予算額	決算額		費 目	予算額	決算額
(1)	自治会共催費	1,100,000	0	(1)	総務費	160,000	0
(2)	育成会共催費	30,000	0	(2)	会場関係費	800,000	0
(3)	町民寄付金	1,100,000	0	(3)	奉納者返礼費	60,000	0
(4)	奉納金	380,000	0	(4)	接待費	140,000	0
(5)	神輿賽銭	15,000	0	(5)	芸能大会費	130,000	0
(6)	前年度繰越金	860,164	860,164	(6)	八木節大会費	40,000	0
(7)	預金利子	20	8	(7)	しめ縄関係費	70,000	0
(8)	その他	0	0	(8)	子供神輿助成金	90,000	0
	以下余白			(9)	おまつり会助成金	220,000	0
				(10)	宝中プラスバンド費	15,000	0
				(11)	子供相撲大会費	40,000	0
				(12)	金券換金費	170,000	0
				(13)	神輿休み処費	120,000	0
				(14)	神輿担ぎ手謝礼金	250,000	0
				(15)	大抽選会費	122,000	0
				(16)	夏まつり積立金	0	0
				(17)	電気工事費	133,000	0
				(18)	ゴルフ大会費	30,000	0
				(19)	予備費	895,168	0
				(20)	その他	0	0
				(21)	次年度繰越金	0	860,172
合 計		3,485,184	860,172	合 計		3,485,168	860,172

上記の通り報告いたします。

第47回(令和4年度) 宝町夏まつり積立金

特別会計収支決算書

金額の単位:円

収入の部				支出の部			
	費 目	金 額	摘 要		費 目	金 額	摘 要
1	まつり積立金	0		1	次年度繰越金	2,342,328	ゆうちょ銀行 (定額、普通)
2	前年度繰越金	2,342,328	ゆうちょ銀行 (定額、普通)	以下 余白			
3	預金利子	0	ゆうちょ銀行(普通)				
合 計		2,342,328		合 計		2,342,328	

上記の通り報告いたします。

財産目録

(令和5年3月31日現在)

金額の単位:円

科 目	内 容	金 額	備 考
(資産の部)			
現 金	現金手持ち現有高	0	
普通預金	群馬銀行宝泉支店 一般会計(宝町自治会)	304,142	
	〃 夏まつり特別会計	860,172	
	太田市農業協同組合 一般会計(宝町自治会)	3,244,668	
定額貯金	太田宝郵便局 積立金特別会計①	7,038,000	金利0.01%
	〃 積立金特別会計②	2,000,000	金利0.01%
	〃 積立金特別会計③	1,672,000	金利0.01%
	群馬銀行宝泉支店 積立金特別会計④	3,300,112	金利0.002%
	太田宝郵便局 夏まつり特別会計①	1,290,000	金利0.01%
	〃 夏まつり特別会計②	1,000,000	金利0.01%
	太田市農業協同組合 積立金特別会計⑤	5,000,000	無利息型
普通貯金	太田宝郵便局 夏まつり特別会計	52,328	利子0円
金融資産の計		25,761,422	
固定資産	会館建屋	20,961,473	(木造平屋建て258.78㎡)
	電気設備	1,072,734	
	空調設備	1,091,774	
	給排水設備	1,590,697	屋外設備を含む
	外構施設	3,850,996	駐車場、防護柵、自転車置場等
	ソーラー設備	1,875,007	
	什器・備品	1,113,810	長机、椅子
	平成28年度追加外構施設工事	329,807	防護柵、手摺り
固定資産の計		31,886,298	
資産の部計		57,647,720	
(負債の部)			
負債の部計		0	
差引き正味財産		57,647,720	

監 査 報 告 書

(作成年月日) 令和5年4月4日

太田市宝町自治会

会長 五十嵐一二三 様

監 事

高橋 弘 

監 事

浅井 裕子 

私たちは、太田市宝町自治会規約第13条第8項の規定に基づき、令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）における一般会計、事業積立金特別会計、宝町夏まつり特別会計及び宝町夏まつり積立金特別会計について監査を実施致しましたが、証票書類の整理並びに金銭出納が適正に実施されていたことを報告します。

議案第3号

令和5年度事業計画(案) <全体行事 文化・体育関係>

月	日	全体行事	日	文化・体育関係
年間方針・行事		毎月11日 宝泉地区区長会議		毎月第3木曜日 宝泉体協支部長会議(部体部体育支部長出席)
		毎月第3土曜日 19:00自治会本部役員会議		カラオケ午前の部, 午後の部(月) (宝町会館)
		宝町自治会テーマへの積極対応		吹き矢 昼の部(火) (宝町会館)
		→「みんなで創る心かよいあう町 宝町」		子ども会育成会による資源回収(5月、10月)
		①安全・安心の町づくり		洋裁 昼の部(第1, 2, 3火曜) (宝町会館)
		②町民の高齢化への対応		女性合唱 昼の部(第1, 2, 3木曜) (宝町会館)
第47回総会		構成員数 168名(4月22日 総会書面議決)		
R5 4		中央公園桜まつり 中止	23	宝町こども会大会
	8	第47回総会議案書印刷・製本・各戸配布開始		
	22	第47回宝町総会(総会書面議決)		
	22	令和5年度本部役員会議(以降毎月第3土)		
5	7	中央公園清掃(南部)	21	資源回収 予備日28日(育成会)
	20	第48回宝町夏まつり実行委員会スタート 以降本番まで小委員会含め5回予定		
	未定	自治会新旧役員歓送迎会	28	宝泉地区 ゴルフ大会
	31	自治会費 前期納入期限(4期の1期分)		
6	16	いきいきサロン「七夕の集い」		宝泉地区 ソフトボール大会
	18	中央公園清掃(北部1)		宝泉地区 グランドゴルフ大会
7	16	中央公園清掃(北部2)		宝泉地区 野球大会
				ラジオ体操(夏休み初日から1週間) 育成会
			16	おおた夏まつり(飾りつけ屋台で参加予定) 未確定
8	5	第48回「宝町夏まつり」	1	宝泉地区 女子バレーボール大会
	10	宝町自治会費 納入期限(4期の2期分)		
	13	中央公園清掃(市営)		宝町作品展
	19	第48回宝町夏まつり(会計報告)		
9	3	中央公園清掃(東部)	10	宝泉地区「ふれあい大運動会」
	15	いきいきサロン「中秋の集い」		
	16	宝泉地区敬老会		
10	15	中央公園清掃(西部・県営)	8	太田市市民総合体育大会
		令和5年度中間監査	22	資源回収 予備日29日(育成会)
	21	第48回宝町総会準備スタート 以降第48回総会 まで10-15回関連会議・作業など予定		太田スポレク祭 地区対抗綱引き大会
11	5	中央公園清掃(南部)	12	宝泉「地域ふれあい文化祭」(行政センター)
	10	自治会費 後期納入期限(4期の3期分)	19	軽スポーツ大会(行政センター)
			26	宝泉地区 ボウリング大会
12	3	中央公園清掃(北部1)	2	「クリスマス会」 育成会
	15	いきいきサロン「年忘れの集い」	10	宝町大人のクリスマスコンサート
	17	宝町会館・大掃除		
R6 1		太田市新春懇談会	16	ジュニア駅伝・マラソン大会 宝泉スポーツ広場
		太田市区長新年会	28	宝町大茶会
2	10	宝町自治会費 納入期限(4期の4期分)		
	18	次年度自治会役員、事業部役職者候補選出		ペタンク教室(育成会)
3	15	いきいきサロン「早春の集い」	9	育成会定期総会
		宝泉地区区長会総会	19	宝泉体協定期総会
		役員業務引継ぎ		

令和5年度 事業計画(案)〈安全対策・環境保健関係〉

月	日	安全対策関係	日	環境保健関係
全体		毎月1日 県民交通安全の日(広報及び街頭指導)		<年間目標>
		毎月15日 市民交通安全の日(広報及び街頭指導)		①もえるごみの減量
		宝泉地区防犯会議(年5回)		②不法投棄の減少
		毎週金曜日 帰宅学童サポート活動		宝泉地区環境保健委員会(5～翌3月隔月)
		緊急時・非常時の連絡網と体制整備		食用廃油回収 通年 (宝泉行政センター)
R5 4	6～15	新入学児童交通事故防止運動(街頭指導)		
	15	夜間パトロール		
	14	交通安全協会宝泉支部総会		
5		女性防火クラブ宝泉支部会議		春の狂犬病予防注射(個別動物病院での実施)
	11～20	春の全国交通安全運動(街頭指導)	9	宝泉地区環境保健委員会
	13	夜間パトロール		
		宝町防犯会議	28	春季クリーン作戦
		太田市防犯協会総会		
6	10	夜間パトロール		
7	11～20	夏の県民交通安全運動(街頭指導)	11	宝泉地区環境保健委員会
	8	夜間パトロール		
8	5	第48回「宝町夏まつり」交通整理・安全対応		
	12	夜間パトロール		
9	9	夜間パトロール	8	宝泉地区環境保健委員会
	17	宝町交通安全教室(宝町会館)	24	秋季クリーン作戦
	21～30	秋の全国交通安全運動(街頭指導)		
10		太田市防犯協会地域安全大会		秋の狂犬病予防注射(検討中)
	14	夜間パトロール		
		秋季防火検閲全体訓練		
		秋季防火検閲本番		
11	11	夜間パトロール	9	宝泉地区環境保健委員会
12	1～10	冬の県民交通安全運動(街頭指導)		
	9	夜間パトロール		
		年末防犯運動		
R6 1		太田市消防団出初式	9	宝泉地区環境保健委員会
	13	夜間パトロール		
2	10	夜間パトロール		
3	9	夜間パトロール	8	宝泉地区環境保健委員会
		春季火災予防運動		太田市「ゴミの出し方」配布
				太田市「くらし・健康カレンダー」毎戸配布無し

令和5年度 宝町自治会予算(案) 収入

自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日

<収入の部>

金額の単位:円

No	費 目	予算額	摘 要
1	自治会費	5,357,500	個人住宅 ¥350×1,200戸×12ヶ月=¥5,040,000 小、中、大店舗 ¥317,500(前年度実績)
2	区制事務委託料	1,270,700	前年度実績
3	環境保健事務委託料	353,160	前年度実績
4	日赤事務委託料	45,000	
5	公園管理報償費	310,200	町内6公園管理報償費一括受理
6	世代間交流事業補助金	48,000	令和3年度実績
7	会館太陽光発電売電料	320,000	
8	預金利子	40	
9	雑収入	120,000	
	以下余白		
小 計		7,824,600	
前年度繰越金		3,548,810	
合 計		11,373,410	

個人・公営住宅 1,200戸(令和5年度 宝泉地区区長会分担金算定数)

令和5年度 宝町自治会予算(案) 支出

自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日

<支出の部>

金額の単位:円

No	費 目	予算額	摘 要
1	区長会費	80,000	¥5,000×8名×2回=¥80,000
2	消防団費	360,000	¥100×1,200戸×3回=¥360,000
3	体育協会費	264,000	¥110×1,200戸×2回=¥264,000
4	防犯委員会費	60,000	¥50×1,200戸=¥60,000
5	交通安全委員会費	120,000	¥100×1,200戸=¥120,000
6	地区社会福祉協議会費	60,000	¥50×1,200戸=¥60,000
7	女性防火クラブ費	24,000	¥20×1,200戸=¥24,000
8	更生保護女性会費	24,000	¥20×1,200戸=¥24,000
9	青健推・青少推費	120,000	青健推¥80×1,200戸=¥96,000 青少推¥20×1,200戸=¥24,000
10	宝泉地区子育て連費	48,000	¥40×1,200戸=¥48,000
11	手をつなぐ育成会費	180,000	¥150×1,200戸=¥180,000
12	日赤・社明・緑募金費	680,000	日赤¥500,000 社明¥100×1,200戸=¥120,000 緑¥50×1,200戸=¥60,000
13	赤い羽根・歳末たすけあい募金費	430,000	赤い羽根¥300,000 歳末たすけあい¥130,000
14	飯玉神社分担金	20,000	
小 計		2,470,000	No 1～No 14の計
15	交通安全部	130,000	交通安全教室、パトロール備品、制服クリーニング代など
16	防犯部	70,000	パトロール活動、制服クリーニング代など
17	女性防火クラブ	10,000	消火訓練、防火訓練参加など
18	環境保健部	20,000	ゴミ集積所の整備など
19	文化・体育部	540,000	文化活動費¥140,000 体育活動費¥400,000
20	学童安全・安心サポート	50,000	
21	更生保護女性会助成金	30,000	
22	自治会保険料	400,000	自治会活動保険、宝町会館火災保険
23	夏まつり拠出金	1,100,000	
24	太田夏祭り参加費	100,000	
25	中央公園助成金	80,000	
26	運動会拠出金	300,000	
27	お花見会拠出金	120,000	
28	世代間交流事業助成金	165,000	いきいきサロン、生涯学習、各種講座など
29	役員手当	1,200,000	
30	交通費	200,000	
31	区長費	120,000	
32	慶弔見舞金	400,000	
33	会議費	200,000	
34	消耗品費	200,000	
35	印刷費	100,000	
36	宝町会館管理費	600,000	水道光熱費 通信費など
37	町内5公園管理報償費	212,000	東¥25,700 西¥25,700 南¥23,700 飯玉¥69,700 北¥67,200
38	事業積立金	1,000,000	
39	雑費	800,000	
40	予備費	756,410	
小 計		8,903,410	No 15～No 40の計
中 計		11,373,410	

個人・公営住宅 1,200戸(令和5年度 宝泉地区区長会分担金算定数)

令和5年度 宝町自治会役員名簿1(案)

	役 職	氏 名	地 区	番 地	電話番号	備 考
自治会本部役員	会 長	五十嵐 一二三	北部1			
	副会長・書記	中庭 徹	南 部			
	副会長・市営地区区長	田部井 玉江	市 営			
	総 務	高橋 逸郎	西 部			
	〃	佐々木 敬	南 部			
	会 計	齋藤 裕后	東 部			
	監 事	浅井 哲男	〃			
	〃	高橋 弘	北部1			
	顧 問	高木 政一	南 部			
	〃	藤生 久夫	西 部			
地区区長	東部地区	齋藤 裕后	東 部			
	西部地区	伊藤 昇一	西 部			
	南部地区	井上 光久	南 部			
	北部1地区	田邊 和子	北部1			
	北部2地区	近藤 茂勝	北部2			
	県営地区	難波 景司	県 営			
	市営地区	田部井 玉江	市 営			
地区副区長	東部地区	榮井 孝雄	東 部			
	西部地区	福島 文子	西 部			
	南部地区	山口 宏	南 部			
	北部1地区	梁瀬 美緒	北部1			
	北部2地区	関口 信行	北部2			
	県営地区	伊藤 里枝	県 営			
	市営地区	山崎 正人	市 営			
	〃	田部井 博	〃			
交通安全部	部 長	飯田 茂男	〃			
	副部長	高橋 逸郎	西 部			
	部 員	鶴谷 ヤス子	東 部			
	〃	齋藤 裕宇	〃			
	〃	宮地 稔子	〃			
	〃	松野 勇	南 部			
	〃	福島 守道	〃			
	〃	下村 修	〃			
	〃	加藤 良三	北部1			
	〃	根本 康則	〃			
	〃	正田 厚司	北部2			
	〃	向後 淳史	〃			
	〃	高山 光市	県 営			
	〃	行縄 拓也	市 営			

令和5年度 宝町自治会役員名簿2(案)

	役 職	氏 名	地 区	番 地	電 話 番 号	備 考
防 犯 部	部長(常任)	城代 利彦	南 部			
	副部長	金井 宏樹	〃			
	部員(委員)	橋本 修	北部2			
	〃	野島 憲明	県 営			
	部 員	佐久間 俊雄	南 部			
	〃	大坂 宗太	西 部			
	〃	荒澤 紘一	東 部			
	〃	関原 浩爾	〃			
	〃	ゴーアンフォン	北部1			
	〃	新井 伸弥	〃			
	〃	藤野 征之	北部2			
	〃	的場 勝利	〃			
	〃	植木 直子	市 営			
	〃	佐野 泰士	北部1			
女 性 防 火 ク ラ ブ	部長(分会長)	田村 真奈美	北部2			
	副部長(副分会長)	石井 きみ子	南 部			
	部 員	根岸 清子	東 部			
	〃	遠藤 かほる	西 部			
	〃	濱上 紀美子	北部1			
	〃	島田 トヨ子	市 営			
環 境 保 健 部	部長(委員長)	野原 一雄	東 部			
	部員(副委員長)	小方 博子	〃			
	〃	青崎 マサ子	西 部			
	〃	若林 豊	北部1			
	〃	糸井 理	市 営			
	〃	茂木 良子	南 部			
	〃	徳弘 浩太郎	北部2			
	〃	松村 浩二	県 営			
文 化 ・ 体 育 部	部 長	光山 宗男	東 部			
	副部長	関口 和雄	南 部			
	支部長	大前 由彦	東 部			
	副支部長	椎名 正己	北部2			
	部 員	山口 友子	西 部			
	〃	大橋 翔太	南 部			
	〃	宮崎 慎司	〃			
	〃	安井 顕澄	北部1			
	〃	小平 美津子	〃			
	〃	塚越 信男	〃			
	〃	小暮 榮子	北部2			
	〃	細川 京子	〃			
	〃	関 秀彦	市 営			
	〃	佐藤 千代子	〃			
	〃	竹政 虎徹	県 営			
宝町子ども会育成会会長		栗原 愛美	市 営			
いきいきサロン代表		中庭 徹	南 部			
学童安全・安心サポート代表		高橋 逸郎	西 部			
宝町会館鍵管理		光山 宗男	東 部			源来軒
文化体育部の旧区分 1 区 (東部, 北部 1, 北部 2) 2 区 (西部, 南部, 県営, 市営)						

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は、宝町自治会と称する。

(区域)

第 2 条 本会の区域は、太田市宝町全域(1 番から 915 番まで)及び沖野町 74 番地とする。

(事務所)

第 3 条 本会の事務所は、群馬県太田市宝町 773-2 番地、宝町会館内に置く。

(目的)

第 4 条 本会は、会員相互の親睦及び連帯意識の高揚を図りつつ共同活動を行うことにより、良好な地域社会を維持し、より良い住環境を形成することを目的とする。

(事業)

第 5 条 本会は、前条の目的を達成するため、以下の各号に掲げる事業を実施する。

- (1) 回覧板の回付等により、会員相互の連絡と国・県・市及び地区からの情報の伝達
- (2) 交通安全、防犯及び防火の指導・啓蒙に関する事
- (3) 保健、衛生、ゴミ処理及び危険物の取り扱い等良好な環境保全に関する事
- (4) 文化及びスポーツ活動の推進を図ることにより、会員の教養を高め、かつ健康増進に資すること
- (5) 障がい者、独居老人等社会的弱者に対する福祉に関する事
- (6) 宝町会館等集会施設の維持管理に関する事
- (7) その他本会の目的達成に必要と思われる事

(組織)

第 6 条 本会は、前条の事業を遂行するため、下記の事業部、地区組織及び団体等を置く。

(1) 事業部

ア 交通安全部、イ 防犯部、ウ 女性防火クラブ、エ 環境保健部、オ 文化・体育部

(2) 地区組織

ア 東部地区、イ 西部地区、ウ 南部地区、エ 北部 1 地区、オ 北部 2 地区、カ 県営地区、キ 市営地区

(3) 宝町子ども会育成会等総会において承認された各種団体

第 2 章 会 員

(会員)

第 7 条 本会の会員は、第 2 条に定める区域に住所を有する個人とする。また、法人及び団体については賛助会員とする。

(会費)

第 8 条 会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費及び賛助会費を納入しなければならない。

(入会)

第 9 条 本会は、第 2 条に定める区域に住所を有することで加入したものとみなす。また、個人から入会の申込みがあった場合には、正当な理由なく拒んではならない。

(退会)

第 10 条 会員が次の各号に該当する場合には、退会したものとみなす。

- (1) 第 2 条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

- (2) 本人から別に定める退会届が自治会長(以下「会長」という)に提出された場合
- 2 会員が死亡し、又は失踪宣言を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種類及び人数)

第11条 本会に次の役員を置く。

(1)本部役員

- ア 会長(行政区の区長を兼ねる) 1名
- イ 副会長若干名、ウ 地区区長(行政区の区長代理を兼ねる) 7名
- エ 総務 若干名、オ 事業部長 5名、カ 会計 1名、キ 書記 1名、ク 監事 2名、ケ 顧問 若干名
- コ 総会において承認された団体の代表

(2)地区役員

- ア 地区区長 1名、イ地区副区長 若干名、ウ事業部員 若干名、エ組長 若干名、オその他、第4条の目的達成のため、その地区に必要と認められる役員 若干名

(役員を選任)

第12条 役員は、総会において別に定める方法により選任する。

(役員の職務)

第13条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
- 3 地区区長は、当該地区を代表し、その会務を掌理する。
- 4 総務は、次に掲げる業務を担当する。
 - ア 事業報告書及び事業計画の作成に関すること
 - イ 会員名簿の管理に関すること
 - ウ 公的機関に対する各種認可申請、補助金申請及び陳情に関すること
 - エ ホームページの開設及び管理並びに回覧文書及び各戸配布資料の作成等広報事業に関すること
 - オ 各種登記事務に関すること
 - カ 代表者印の管理に関すること
- 5 事業部長は、当該事業部を代表し、その会務を掌理する。
- 6 会計は、次に掲げる業務を担当する。ただし、特別会計については別途定める。
 - ア 金銭出納事務に関すること
 - イ 預金通帳、銀行印及び証拠書類の管理と保管に関すること
 - ウ 予算書、決算書及び財産目録の作成に関すること
 - エ その他会計事務に関する一切の業務
- 7 書記は議事録の作成及び各種文書の管理保存に関する業務を司る。
- 8 監事は、本会の業務及び会計を監査し、その結果を総会において報告しなければならない。
- 9 顧問は、会長の諮問に応じる。
- 10 会長は、必要に応じて顧問及び監事が会議に出席することを要請できる。

(役員の任期)

第14条 本部役員の任期は、2年とする。ただし、再任はこれを妨げないが、会長の任期だけは2期までとする。

- 2 地区役員の任期は、原則として1年とする。ただし、当該地区内の事情により例外を設けることができる。
- 3 役員がやむを得ない理由により退任を希望する場合は、当該役員の所属する地区或いは事業部の承認を得て退任することができる。この場合補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員の代行

任期途中で役員退任となった場合、当該役職は年度内「代行」とする。代行は、当該本来の役職の次位の役職がその任にあたる。また、役員以外の町民が役員の任に新規に当たる場合も同じとする。これは、本部役員会議で確認して運用する。

第4章 会 議

(総会)

第15条 総会は、年1回会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに開催日時及び場所を示して、開催日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

3 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要事項を議決する。

4 総会は、新旧年度の本部役員・顧問及び新年度隣組長で構成する。

なお、隣組長は総会の議事については、予め隣組の意見などを集約して出席するものとする。

5 総会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長がこれを決定する。

6 構成員以外の会員の出席は、会場座席範囲内でオブザーバーとしての参加を認める。

7 やむを得ない理由のために総会に出席できない総会構成員は、議決権を議長又は他の会員に委任することができる。この場合、委任した会議構成員は出席人数に加える。

8 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

9 その他の会議は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長がこれを決定する。

10 総会の議事については、議事録を作成し、議長及び議事録署名人2名が署名捺印しなければならない。

第16条 会長は、必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

2 会長は、全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったときは、その請求のあった日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(役員会議)

第17条 本部役員会議は、会長が指名する本部役員で構成され毎月1回以上日時を決めて開催する。

また、会長は必要に応じ若干のオブザーバー出席を認めることができる。

2 会長は、必要と認めたときは、臨時本部役員会議を招集することができる。

3 本部役員会議は、この規約に定めるもののほか、総会に付議すべき事項、総会において議決された事項の執行に関すること及びその他会務の遂行に必要な事項を決定する。

第18条 地区役員会議は、地区区長が必要に応じて招集し、議長となる。

第19条 事業部会は、事業部長が必要に応じて招集し、議長となる。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第20条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 補助金及び委託金
- (4) 寄付金
- (5) 活動に伴う収入
- (6) 資産から生じる果実
- (7) その他の収入

(資産の管理及び処分)

第21条 本会の資産は、会長がこれを管理し、その方法は本部役員会議の議決よりこれを定める。

第22条 本会の資産で、第20条第1号に掲げるもののうち別に総会で定めるものを処分或いは担保に供する場合は、総会において4分の3以上の議決を要するものとする。

(経費の支弁)

第 23 条 本会の経費は、第 20 条各号に定める資産をもって支弁する。

(会計年度)

第 24 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業報告及び決算)

第 25 条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書及び財産目録等を作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了 3 か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(事業計画及び予算)

第 26 条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前の総会の議決を経て定めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合は、会長は総会で予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出することができる。

第 7 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 27 条 この規約は、総会において出席者の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、太田市長の承認を受けなければ変更することができない。

(解散)

第 28 条 本会は、地方自治法第 260 条 20 の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 29 条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の議決を経て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第 8 章 雑 則

(表彰及び懲罰)

第 30 条 会員に対する表彰及び懲罰に関しては、総会の議決を経て別に定める。

(慶弔)

第 31 条 会員の慶弔に関しては、総会の議決を経て別に定める。

(役員報酬及び旅費)

第 32 条 役員報酬及び旅費の支給に関しては、総会の議決を経て別に細則を定めるものとする。

(その他)

第 33 条 この規定に定めのない事項に関しては、会長がその重要性を考慮し、総会或いは本部役員会議に諮って決定する。

付 則

1 この規約は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

会費徴収に関する規程

(総則)

第 1 条 本会は、規約第 8 条に規定する会員及び賛助会員の会費について、次のとおり定める。

(定義)

第 2 条 会員とは、規約第 2 条に規定する区域に居住し、かつ、住民登録をしているものを指す。

2 店舗付き住宅及び住宅の敷地内に小規模な店舗等を併設、或いは住宅の一部に店舗等を併設している場合は、会員とみなす。

第 3 条 賛助会員とは、規約第 2 条に規定する区域内に立地していて、かつ、居住者の居ない店舗、及び事業所を指す。

2 賛助会員の規模は、次に掲げる各号のとおり区分する。

- (1) 小型店舗等は、敷地面積 330 平方メートル未満のものとする。
- (2) 中型店舗等は、敷地面積 1,000 平方メートル未満のものとする。
- (3) 大型店舗等は、敷地面積 1,000 平方メートル以上のものとする。

(会費及び賛助会費の額)

第4条 会費は、1世帯あたり1か月350円とする。

2 賛助会費は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 小型店舗等は、1店舗又は事業所につき1か月500円とする。
- (2) 中型店舗等は、1店舗又は事業所につき1か月1,000円とする。
- (3) 大型店舗等は、1店舗又は事業所につき1か月2,000円とする。

(転入及び転出)

第5条 転入者の会費については、住民登録の期日にかかわらず、居住を開始した日から徴収する。

2 新たに立地した賛助会員については、営業を開始した日から徴収する。

3 会員及び賛助会員が月の途中で転入した場合は、その月の分も納入しなければならない。

5 会員及び賛助会員が転出した場合、既に納入された会費又は賛助会費は返還しないものとする。

(規程の変更)

第6条 この規程は、総会において出席者の2分の1以上の議決がなければ変更できない。

(その他)

第7条 この規程に定めのない事項については、その都度会長が総会に諮って決定する。

付 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

役員選任規程（案）

(総則)

第1条 本会は、規約第12条に規定する役員の選任について、次のとおり定める。

(会長の選任)

第2条 会長は、前年度地区区長及び事業部長計12名による選考委員会が選考し、総会の議決を経て決定する。

(本部役員の選任)

第3条 本部役員は、次に各号に掲げる方法により候補者を選定し、総会の承認を得て決定する。

- (1) 地区からの推薦者
- (2) 会長が特に就任を希望した者

2 副会長以下の役職は、本部役員による互選により決定する。

(地区区長の選任)

第4条 地区区長は、各地区の隣組長による互選により決定する。

(事業部長の選任)

第5条 事業部長は、当該事業部に配属された隣組長による互選により決定する。

2 会長は、本会の円滑な運営を考慮し、前年度事業部長の留任を要請することができる。

(顧問の選任)

第6条 顧問は、前会長等学識経験者を会長が委嘱する。

(その他の役員)

第7条 その他本会の運営に必要と思われる役員については、本部役員会議の承認を得て、会長が委嘱することができる。

2 その他地区の運営に必要と思われる役員については、地区役員会議の承認を得て、地区区長が委嘱することができる。

(欠員の補充)

第8条 本部役員に欠員が生じた場合は、会長が本部役員会議の承認を得て補充する。

2 地区役員に欠員が生じた場合は、地区区長が地区役員会議の承認を得て補充する。

(規程の変更)

第9条 この規程は、総会において出席者の2分の1以上の議決を経なければ変更できない。

(その他)

第10条 この規程に定めのない事項については、その都度会長が本部役員会議に諮って決定する。

付 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

慶弔規程(案)

(弔慰金)

第1条 会員が死亡した場合、次の各号に掲げる弔慰金を支払うものとする。ただし、当該会員が会費を納入していない場合は、その支払いを留保することができる。

(1)世帯主又はその配偶者 1万円

(2)同居の家族 5千円

(見舞金)

第2条 会員が、火災その他非常災害を被った場合、会長は本部役員会議に諮って見舞金を贈与するものとする。

(祝い金)

第3条 会員が、叙勲、褒賞その他本会の名誉を高める表彰等を受けた場合、会長は本部役員会議に諮って祝い金を贈呈することができる。

(返礼の禁止)

第4条 本会が支払った弔慰金、見舞金及び祝い金に対する返礼は、一切受け取らない。

(規程の変更)

第5条 この規程は、本部役員会議の議決を経なければ変更できない。

(その他)

第6条 この規程に定めない事項については、その都度会長が本部役員会議に諮って決定する。

付 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

表彰及び懲罰規程(案)

(総則)

第1条 本会の発展に寄与した役員の表彰、並びに本会の運営に支障を与えた役員に対する罰則を、次のとおり定める。

(表彰)

第2条 会長は、本会の発展に貢献のあった役員等について、次の各号に掲げる基準に基づき、本部役員会議の議決を経て表彰することができる。

(1)本部役員を2期以上務めて退任したもの及びこれに準ずると本部役員会議で認めたもの

(2)規約第4条に規定する目的達成のために功績のあった個人又は団体

(罰則)

第3条 本会は、本部役員会議の議決を経て、本会に損害を与えた役員等を懲戒することができる。

(規程の変更)

第4条 この規程は、本部役員会議の議決を経なければ変更できない。

(その他)

第5条 この規程に定めのない事項については、その都度会長が本部役員会議に諮って決定する。

付 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

<訂正内容>平成26年4月1日

① 第1章 第6条(3) 宝町元気推進会を削除

② 第4章 会議

第15条4 総会は、新旧年度の本部役員及び新年度組長で構成する。

③ 第15条5 総会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長がこれを決定する。

④ 第15条 構成員以外の会員の出席は、会場座席範囲内でオブザーバーとしての参加を認める。

⑤ 第6章 規約の変更及び解散

この規約は、総会において出席者の4分の3以上の議決を得、かつ、太田市長の承認を受けなければ変更することができない。

<訂正内容>平成27年4月1日

① 第1章第6条 環境衛生部→環境保健部

② 第3章第11条(1)本部役員(追加) コ 総会において承認された団体の代表

③ 第4章15条4(追加) なお、隣組長は総会の議事について、予め隣組の意見などを集約して出席するものとする

④ 第4章9 削除(内容重複のため)

⑤ 17条(追加) 本部役員会議は、会長が指名する本部役員で構成され毎月1回以上日時を決めて開催する。

また、会長は必要に応じ若干のオブザーバー出席を認めることができる。

<訂正内容>平成28年4月1日

① 表示・誤記訂正

<訂正内容>平成29年4月1日

① 婦人防火部→女性防火クラブ ② 表示・誤記訂正

<訂正内容>平成30年4月1日

① 第6条(1)項 「婦人交通部」を削除する。

② 第11条 副会長人数 2名以上6名以内→若干名とする。

③ 第11条 本部役員 人数変更 事業部長人数6名→5名

④ 役員選任規定 第2条 13名→12名

<訂正内容>平成31年4月1日

① 第3章11条 イ副会長(地区区長を兼ねる)を、削除。

② 第3章第14条4(追加)

(役員の代行) 任期途中で役員退任となった場合、当該役職は年度内は「代行」とする。代行は、当該本来の役職の次位の役職がその任にあたる。また、役員以外の町民が役員の任に新規に当たる場合も同じとする。これは、本部役員会議で確認して運用する。

宝町会館管理運営規程(案)

(総則)

第1条 この規程は、太田市宝町 773 番地 2 に所在する宝町自治会(以下「本会」という)所有の集会施設「宝町会館」(以下「会館」という)の維持管理に万全を期し、かつ、運営を円滑に実施することを目的として設けるものとする。

(運営委員会)

第2条 会館の管理運営に万全を期するため、宝町会館管理運営委員会(以下「委員会」という)を設置する。
運用は管理運営委員会に委ねる。

2 委員会の組織、役割、役員その他必要事項は別途定める。

(使用許可)

第3条 会館を使用とする者は、所定の使用申込書を提出するものとし、使用後は完了届を提出しなければならない。

2 予約は、3 か月前から受付ける。ただし、本会本部、各地区、登録団体の順で年間スケジュールに基づき予約されたものを優先する。

3 委員会は、次に掲げる各号に該当する場合は、使用を許可しないことができる。

- (1) 騒音その他近隣に迷惑をかける恐れのあるとき
- (2) 政治目的及び宗教的目的で使用するとき
- (3) 委員会の許可なく営利行為をするとき
- (4) その他管理上支障があると認められるとき

(使用時間)

第4条 1 日の使用時間は、午前(9 時から 13 時まで)、午後(13 時から 17 時まで)、夜間(17 時から 21 時まで)の 4 時間単位 3 区分の 12 時間とする。また、別途宝町会館管理委員会が定める。

2 1 区分内の時間分割使用許可は、原則として行わない。

(使用料)

第5条 会館の使用料は、管理運営委員会が別途設定する。

(管理)

第6条 使用者は、会館の管理に万全を期するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用時間を遵守すること
 - (2) 備え付けの什器、備品等は丁寧に取扱い、破損させないように注意すること
 - (3) 使用場所は汚さないように留意し、使用後は必ず清掃すること
 - (4) 使用後は借用物件の片付け、消灯、鍵の施錠等の確認をし、使用責任者が完了届けを署名して提出すること
 - (5) 会館内の飲酒については、宝町会館管理運営役員会で承認された場合を除き、これを禁止とする。
- 2 使用者が施設を傷つけたり、備品を破損させた場合は、損害額を使用者に請求することができる。

第7条 この規程に定めのない事項については、委員会で協議して決定する。

2 この規程は、本部会議の協議を経なければ変更できない。

(付則)

1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

＜訂正＞平成 29 年 4 月 1 日 誤記訂正

＜追加＞平成 31 年 4 月 1 日 第 6 条(5)会館内での飲酒については、これを禁止とする。

＜削除＞令和 3 年 4 月 1 日 第 7 条削除 中央公園集会所

＜改定＞令和 4 年 4 月 1 日 第 6 条(5) 会館内の飲酒については、宝町会館管理運営役員会で承認された場合を除き、これを禁止とする。

宝町会館管理運営委員会規程(案)

(総則)

第1条 この規定は、宝町会館管理運営規程第2条の規定に基づき、宝町会館(以下会館)という)の円滑な管理運営を期するために設ける。

(委員会の業務)

第2条 宝町会館管理運営委員会(以下「本委員会」という)は、会館の管理運営に万全を期するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 会館建物、設備及び什器備品の維持管理に万全を期すること
- (2) 会館の円滑な利用を促進するため、スケジュール調整等を行うこと
- (3) 管理運営規程に基づき、使用許可を与え、かつ、使用料を徴収すること
- (4) その他会館の管理運営に必要な事項を行うこと

(委員会の構成)

第3条 委員会の運営は、宝町本部役員がこれを行う。委員長は、宝町自治会長がこれに当たる。

第4条 委員長は、必要に応じ各役職を任命し円滑な運営に当たる。

- (1) 委員長は、本委員会を代表して本委員会業務全てを掌握する。

(会議)

第5条 定例委員会は、本部役員会の中で行い適宜必要に応じ臨時委員会を開催する。
委員会の議事は、本部役員会の議事に沿った決定方法とする。

(会計)

第6条 本委員会の会計は、本部役員の会計処理で行う。

2 本委員会の会計年度は、本部会計と同一とする。

3 予算は、全て本会一般会計の中で実施する。

(その他)

(付則)

1 この規定は、平成26年4月1日から施行する。

<訂正内容>平成29年4月1日

- ① 誤記訂正

<訂正内容>平成30年4月1日

- ① 削除 第4条(自治会長)を削除

令和5年度 宝町町内各種役員名簿

役 職 名	氏 名	地 区	番 地	電話番号
民生児童委員	渋谷 静枝(東部担当)	北部1		
〃	小野 忍(西部・県営担当)	西 部		
〃	北原 広志(南部担当)	南 部		
〃	高橋 弘(北部1担当)	北部1		
〃	平田 ちえみ(北部2担当)	〃		
〃	大久保 美津枝(市営担当)	市 営		
主任児童委員	斎藤 寛之	南 部		
交通指導員	齋藤 裕后	東 部		
ぐんま地域防災アドバイザー	齋藤 裕后	〃		
健康推進委員	齋藤 裕宇	〃		
群馬県青少年育成推進委員	堂前 義博	南 部		
〃	佐藤 一雄	〃		
〃	五十嵐 文子	北部1		
群馬県警察少年補導員	長沼 幹雄	〃		
飯玉神社宝町総代	田部井 博	市 営		
宝泉支部更生保護女性会	山本 トワ子	〃		
〃	川窪 千鶴子	北部2		

令和5年度 宝町各公園管理者名簿

名 称	所在地区	自治会役職	管理者氏名	番 地	電 話
中央公園	中 央	会 長	五十嵐一二三		
東公園	東 部	環境保健部長	野原 一雄		
南公園	〃	監 事	浅井 哲男		
西公園	南 部	南部区長	井上 光久		
飯玉公園	北部1	北部1区長	田邊 和子		
北公園	北部2	北部2区長	近藤 茂勝		
五反田公園	東 部	太田市管理(花と緑の課)			
一番公園	南 部	西野谷町管理			
二番公園	西 部	沖野町管理			

令和5年度 町内各種ボランティア活動の皆様 (敬称略)

ボランティア活動団体	地 区	No	氏 名
地 域 ボランティア	東 部	1	菊地 光子
		2	細野 孝雄
		3	宮下 幸子
	西 部	4	板倉 昭子
	北部1	5	五十嵐 文子
自主防犯 ボランティア	東 部	1	岡島 章
		2	永濱 公義
		3	大槻 裕男
		4	清水 弘
		5	諏訪 昭夫
		6	廣瀬 凱康
		7	本間 晟
	南 部	8	栗原 秀行
		9	近藤 享
		10	長谷川 充男
	北部1	11	五十嵐一二三
	北部2	12	山本 浩司
	市 営	13	金井 聖法
学童安全安心 サポート(南担当)	東 部	1	秋場 弘史
		2	永濱 公義
		3	岡島 章
		4	齋藤 裕后
		5	田中 典子
		6	野原 一雄
		7	本間 晟
		8	本間 正子
		9	前原 友伎子

ボランティア活動団体	地 区	No	氏 名
学童安全安心 サポート(南担当)	東 部	10	前原 盛雄
	南 部	11	川田 忠雄
		12	佐藤 康子
		13	高木 政一
		14	堂前 義博
		15	中庭 徹
		16	渡邊 喜代子
学童安全安心 サポート(北担当)	西 部	1	雨宮 巧
		2	新井 美光
		3	板倉 昭子
		4	板倉 勝洋
		5	川村 洋子
		6	高橋 逸郎
		7	廣島 泰治
		8	山口 友子
	北部1	9	五十嵐 文子
		10	五十嵐一二三
		11	入澤 ミチ子
		12	上玉利 利文
		13	関田 和丈
		14	長沼 幹雄
	北部2	15	椎名 正己
		16	高田 昭
		17	長 洋子
	市 営	18	竹政 由美子
		19	田部井 玉江

令和5年度 町内情勢（4月1現在）

地 区	世帯数	町民数	毎 戸 配布数	組数	回覧 部数	賛助会員数		
						小型	中型	大型
東 部	270	583	220	17	21	2	3	3
西 部	156	337	140	9	10	0	0	0
南 部	364	811	300	34	31	5	3	2
北部1	420	893	300	26	29	7	2	0
北部2	424	997	280	24	29	4	0	1
県 営	54	97	60	12	13	0	0	0
市 営	173	318	180	37	37	0	0	0
総 数	1,861	4,036	1,750	159	172	18	8	6
世帯数は、外国籍世帯含まず（全世帯数=2, 097）						賛助会員計→		32

注）共同住宅は自治会本部対応予定（毎戸配布 2 7 0 部、回覧 2 部想定）

令和 4 年 4 月 1 日現在

地 区	世帯数	町民数	毎 戸 配布数	組数	回覧 部数	賛助会員数		
						小型	中型	大型
東 部	230	587	230	17	23	2	2	3
西 部	145	341	145	9	10	0	0	0
南 部	330	804	330	30	31	6	4	2
北部1	400	890	400	26	29	4	3	0
北部2	420	1, 000	420	24	29	2	0	1
県 営	65	105	65	12	13	0	0	0
市 営	200	330	200	32	37	0	0	0
合 計	1, 790	4, 057	1,790	150	172	14	9	6

注）世帯数に外国籍世帯数含まず。全世帯数＝2, 0 8 7 (R3. 9. 30)

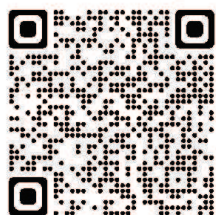
29

宝町ホームページ URL <https://takaramachi.jp>

LINE公式アカウント 宝町自治会

< スマホからの利用方法 QRコード、カメラ読取下さい >

ホームページ・アクセス



LINE公式アカウント登録



アンドロイド・スマホ用
LINEアプリ登録



Iphone・Ipad用
LINEアプリ登録

